狭山市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合い、継続して共同 生活を送ることを約束したお二人(双方又はいずれか一方が性的少数 者である方)が、パートナーシップの宣誓を行ったことを市として証 明することにより、だれもが人権を尊重し、多様性を認め合いながら、 自分らしく生きられる社会の実現を目指す制度です。

狭山市

(2025.9 月改訂)

目次

1.	パートナー	-シッ:	プ宣誓	制度	とは	•	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	宣誓するこ	ことが	できる	方	• •	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3.	宣誓に必要	要な書	類 •	• •	• •	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•]	2
4.	宣誓の手級	き	• • •	• •	• •	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• ;	3
5.	宣誓証明書		誓証明	カー	ドの	交付	ţ	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• .	4
6.	宣誓証明書		誓証明	カー	ドの	再交	付		• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• ;	5
7.	宣誓事項等	等の変!	更•	• •	• •	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• ;	5
8.	宣誓証明書		誓証明	カー	ドの	返還		•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• ;	5
9.	Q&A •	• •					•	•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	• ;	5

1. パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力し合って生活を共にすると約束したお二人(双方又はいずれか一方が性的 少数者である方)が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、市は宣誓証明書と宣誓証明カードを交付する制度です。

また、パートナーシップ宣誓をする方に未成年のお子さんがいる場合は、その 方を合わせて記載することもできます。

この制度は、婚姻制度のような法律上の効果を生じるものではありませんが、 宣誓されたお二人が互いに人生のパートナーとして自分らしく安心して暮らせ るように市として応援するとともに、この制度を通じて市民のみなさんに性の 多様性への理解を深めていただくことを目指すものです。

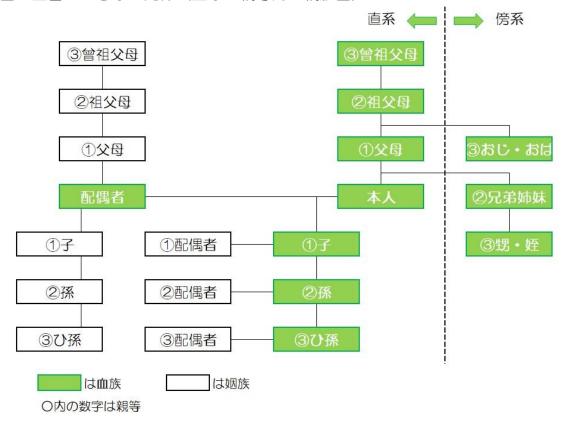
狭山市では、国際カミングアウトデー※に合わせて、令和3年10月11日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。

※10月11日は国際カミングアウトデーです。性自認や性的指向を自分の意思で打ち明けた方々をお祝いする記念日です。

2. 宣誓することができる方

- (1) 双方が成年に達している
- (2) 住所について次のいずれかに該当する(同居を要件とはしません)
 - ア 双方が狭山市内に住所を有している
 - イ 一方が狭山市内に住所を有し、かつ、他の一方が狭山市内への転入を予 定している
 - ウ 双方が狭山市内への転入を予定している
- (3) 双方に配偶者、事実上の婚姻関係にある方がいない
- (4) 双方に宣誓をしようとする相手方以外にパートナーシップにある方がいない
- (5) 宣誓をする方同士が、民法(明治29年法律第89号)第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている方同士でないこと(宣誓をしようとする方同士が養子縁組をしている場合を除く。)

図 宣誓ができない関係(主な三親等内の親族図)



3. 宣誓に必要な書類

パートナーシップの宣誓を行う際には、次の書類が必要です。

- (1) パートナーシップ宣誓書
- (2) 住民票の写し
- (3) 戸籍抄本、独身証明書その他独身であることが確認できる書類
- (4) 本人確認書類(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など)

また、宣誓証明書、宣誓証明カードに子との関係性の記載を希望するときは、次の書類が必要です。

- (5) ファミリーシップ届出書
- (6) 子との関係性を確認できる書類
- (7) 子の年齢が確認できる書類
- (8) 同居の事実が確認できる書類

※パートナーシップ宣誓(届出)済で、狭山市と制度に関する連携協定を締結している自治体から転入する場合、8 頁の Q15をご確認ください。

4. 宣誓の手続き

要件・宣誓書・添付書類の確認



▶ 対象者の要件を確認し、宣誓に必要な添付書類をご用意ください。

予約フォームまたは電話で宣誓日の予約・日程調整

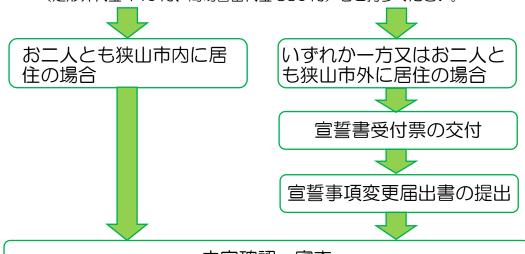




□ は □ > 宣誓を希望する7日前までに事前予約を行ってください。 【予約先】狭山市男女共同参画センター 04-2937-3617 (平日の午前9時から午後4時まで)

パートナーシップ宣誓書の提出

- 予約した日時に宣誓者お二人がそろってお越しください。
- 郵送で宣誓証明書、宣誓証明カードの交付をご希望される場合、切手 490 円分 (定形外代金 140円、簡易書留代金 350円)をご持参ください。



内容確認•審查



▶ 提出された書類の内容確認と審査におおむね1週間程度かかります。

宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付

- ▶ 宣誓証明書、宣誓証明カードを交付します。(概ね1週間程度かかります。)
- パートナーシップ宣誓を証明する要件を満たしていない場合、添付書類が不足 している場合など、お電話等で随時ご連絡します。



窓口での交付

> ご本人確認が必要なため、宣誓書を ご提出いただいた際と同様の本人確 認書類をご持参ください(どちらか お一人でも可)。

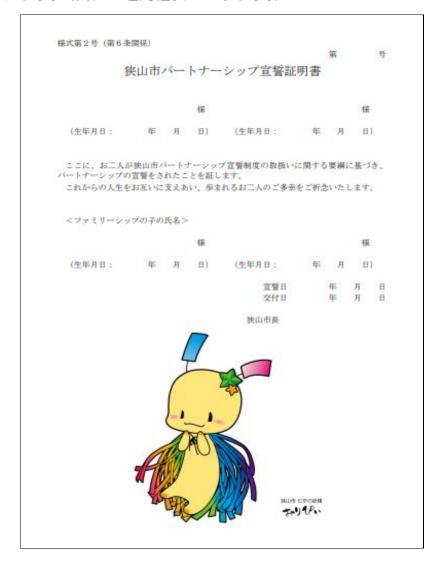


郵送での交付

▶ 郵送での交付を希望される方には、 宣誓書に記載された住所あてに宣 誓証明書と宣誓証明カードをお送 りいたします。

5. 宣誓証明書、宣誓証明カードの交付

要件を満たしている場合は、後日、宣誓証明書と宣誓証明カードが郵送か窓口で交付されます。(概ね1週間程度かかります。)





6. 宣誓証明書、宣誓証明カードの再交付

宣誓証明書、宣誓証明カードの紛失、毀損等の事情により再交付を希望すると きは、本人確認に必要な書類を持参し、「パートナーシップ宣誓証明書等再交付 申請書」を提出してください。

7. 宣誓事項等の変更

宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓事項変 更届出書」に、変更内容が確認できる書類を添えて届出をしてください。

8. 宣誓証明書、宣誓証明カードの返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が市外へ転出 したときは、宣誓証明書と宣誓証明カードを市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届出書」を提出してください。

※パートナーシップ制度についての連携協定を行っている自治体へ転出する場合は 返還手続き不要です。7頁のQ9もご確認ください。

9. Q&A

- Q1. パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違うのですか。
- A1. 婚姻は法律に基づき行われるものであり、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。
 - 一方、狭山市のパートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づき独自に行 うものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。
- Q2. パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。
- A2. 宣誓証明書や宣誓証明カードの交付に費用はかかりません。 ただし、宣誓にあたって必要となる添付書類(住民票の写しや戸籍抄本など)の交付手数料は自己負担となります。

- Q3. 狭山市に住んでいなくてもパートナーシップの宣誓をすることはできま すか。
- A3. 狭山市のパートナーシップ制度は、市の要綱に基づき独自に行われるものであるため、お二人がともに狭山市に住んでいることが必要です。

ただし、狭山市に住んでいなくても、おおむね3か月以内に狭山市内に転居する予定であれば、宣誓書を提出することができます。この場合、狭山市内に転入したあと、パートナーシップ宣誓事項変更届出書を提出していただき、そのあとに宣誓証明書と宣誓証明カードを交付します。

- Q4. 同居していないと宣誓することができませんか。
- A4. お二人がともに狭山市内に居住、もしくは狭山市内に転居する予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。
- Q5. パートナーシップの宣誓は同性の二人しかできないのですか。
- A5. 戸籍上の性別に関わらず、双方又はいずれか一方が性自認や性的指向に 係る性的少数者であるお二人がパートナーシップの宣誓をすることができ ます。
- Q6. 養子縁組をしていますが、そのままでパートナーシップの宣誓をすることはできますか。
- A6. パートナーシップの関係にある方が養子縁組をしている場合は、養子縁組をしたままで宣誓をすることができます。
- Q7. 宣誓証明書および宣誓証明カードはその場でもらえますか。
- A7. 宣誓書及び添付書類に基づき、宣誓要件を満たしているかどうか審査するため、おおむね1週間程度お時間をいただいております。
- Q8. 宣誓書と添付資料を郵送して、パートナーシップの宣誓をし、宣誓証明 書と宣誓証明カードを交付してもらうことは可能ですか。
- A8. パートナーシップの宣誓については、ご本人確認が必要なため、郵送での手続きは行っておりません。
 - 一方、宣誓書を提出したあとの宣誓証明書と宣誓証明カードについては、 郵送での交付も可能です。

また、交付後の宣誓証明書や宣誓証明カードの再交付や返還の手続きについては、事前予約の上、狭山市男女共同参画センターまでお越しください。

- Q9. 狭山市外に引っ越すときは、どのようにすればよいですか。
- A9. 狭山市のパートナーシップ制度は、市の要綱に基づき独自に行われるものであるため、いずれか一方が狭山市外に引っ越すときは、宣誓証明書および宣誓証明カードを返却してください。手続きの詳細は、転出前に狭山市男女共同参画センターへお問い合わせください。

ただし、狭山市と同様にパートナーシップ宣誓制度を制度化しており、狭山市がパートナーシップ宣誓制度の連携に関する協定を締結している自治体(※)に双方が転出する場合は、返還手続きは不要です。転出先の自治体で手続きを行うことにより、宣誓証明書等の交付を受けることができます。

※ 連携協定を締結している自治体については、 狭山市公式ホームページをご覧ください。



https://www.city.sayama.saitama.jp/kurashi/jinken/danjo/partnership/renkeikyoutei.html

- Q10. パートナーシップを解消したいときはどうすればいいですか。
- A10. 返還届出書を提出するとともに、宣誓証明書および宣誓証明カードを 返却してください。
- Q11. 宣誓証明書および宣誓証明カードはどこで受け取ることができますか。 A11. 交付は狭山市市民交流センターの2階にある狭山市男女共同参画センターで行っております。
- Q12. 宣誓証明書や宣誓証明カードはどのような使い道がありますか。
- A12. パートナーシップ宣誓制度は法律上の権利や義務が発生するものではありませんが、宣誓した二人の関係性を記載した公的書類として、市役所での手続きや病院での手続き、携帯電話会社の家族割サービスなどで活用が期待されます。(これらは確約事項ではなく、病院や携帯電話会社などの判断に依存します。)
- Q13. 通称を使用することはできますか。
- A13. 宣誓証明カードの表面は通称のみでの表記が可能です。宣誓書、再交付申請書、宣誓事項変更届出書、返還届出書、宣誓継続申告書、宣誓継続確認書については、戸籍上の氏名と併記で記載していただくことになります。いずれの場合も、日常生活において、その通称を使用していることが分かる書類(郵便物・社員証など)をご提示いただく必要があります。

- Q14. 土日など、休みの日に宣誓をすることはできますか。
- A14. 宣誓の受付は月~金曜日(祝日を除く)の午前9時から午後4時までとなります。なお、宣誓証明書および宣誓証明カードの交付は郵送によることも可能です。(宣誓の際に切手490円分をご持参ください。)
- Q15. 現在パートナーシップ宣誓をしていますが、狭山市へ転入することに なりました。引き続き制度を利用するにはどうしたらよいですか。
- A15. 狭山市がパートナーシップ制度の連携協定を締結している市町村から 転入する場合、宣誓継続の申告をしていただくことになります。 手続きを希望する日の7日前までに予約の上、以下の書類をご用意いただ き、お二人で男女共同参画センターへお越しください。
 - 1. 住民票の写し
 - 2. 前住所地で交付されたパートナーシップ証明書等
 - 3. 本人確認書類(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など) 宣誓要件の確認・審査の後、宣誓証明書と宣誓証明カードを発行します。

【問い合わせ先】

狭山市 市民部 市民相談課 男女共同参画センター

電 話 04-2937-3617

FAX 04-2937-3616

メール danjyo@city.sayama.saitama.jp